

桑名市における 不当要求への対応について

令和2年12月25日

市内での事業活動からの不当要求追放宣言

- 桑名市は、不当要求を絶対に見過ごしません
- 桑名市は、不当要求に絶対に屈しません
- 桑名市は、不当要求と闘う事業者を全面的にサポートし、共に闘います
- 桑名市は、事業者が安心して事業展開ができるまちを実現します

1. 第1審判決を受けた対応

- ① 被害に遭った事業者に対し、今回の事件についてのヒアリングを実施します
- ② ヒアリング結果等を踏まえ、市の事務プロセスの中のどこに問題があったのかを検証し、再発防止を図ります
- ③ あらゆる不当要求を市内から根絶するための対策を講じ、事業者が市内で安心して事業を展開できるための環境を速やかに整備します

■不当要求行為者全般を排除するための新規条例の制定又は条例改正

2. 内水面漁協等への説明

- ① 原則として、内水面漁業権が設定されている河川が1次放流先となる場合にのみ、内水面漁協に対する説明を必要とする取扱いを徹底します
- ② 市発注の工事(公共工事)の際の内水面漁協その他利害関係団体等に対する説明は、発注前、発注後ともに市が行います
- ③ 公共工事以外の工事についても、内水面漁協その他利害関係団体等との合意形成を図ることが必要な工事である場合、事業者からの要請があれば、市の担当者が同席します
- ④ 「特記仕様書」を改訂し、②の対応を明記します

3. 不当要求110番の設置

- ① 市内で事業活動を行う事業者が、不当要求に遭遇した場合に、相談ができる専用窓口を設置します
- ② 寄せられた相談は、外部委員も加えた「桑名市不当要求行為防止対策委員会」に全て報告し、厳正に処理します

4. 事業者が安心して事業展開ができるための環境整備

- ① 内水面漁協その他利害関係団体等との合意形成を図ることが必要な工事については、事業者と密に情報共有を図り、説明の内容、相手方の対応、工事の進捗状況等を把握して、不当要求が行われることがないよう、適宜フォローします
- ② いわゆる「協力金」を要求すること及び支払うことを禁止します
- ③ 内水面漁協その他利害関係団体等との合意形成が図れないことのみをもって、事業者の評価点に影響しないという運用を徹底します
- ④ 不当要求対策を講じている事業者については、評価の際、加点します

■新規条例制定又は条例改正

■工事成績評価方法の必要な見直し

5. 組織的で毅然とした対応

- ① 不当要求に対しては、関係部署だけではなく、組織的な対応を行います
- ② 不当要求に対しては、警察と連携して、毅然とした対応を行います

- 不当要求対応を統括する部署の設置
- 職員に対するクレーム等に対応する外部窓口を設置
- 不当要求に関する職員研修

市議会定例会[12月]

追加提出議案の概要について



本物力こそ桑名力

令和2年12月定例会(追加上程)の主な議案

補正予算の規模

一般会計補正（第14号）

補正額 4,583万7千円

補正予算の概要

◎第9弾！！新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対策

- ・新型コロナウイルスワクチンを市民の皆様に可能な限り速やかに接種する体制整備として、ワクチン接種に関する相談の対応、予約の受付、接種データの入力等を行うコールセンターの設置に係る費用を計上する。

桑名市

第9弾

12月補正新型コロナウイルス

感染症対策



本物力こそ桑名力

新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業

目的

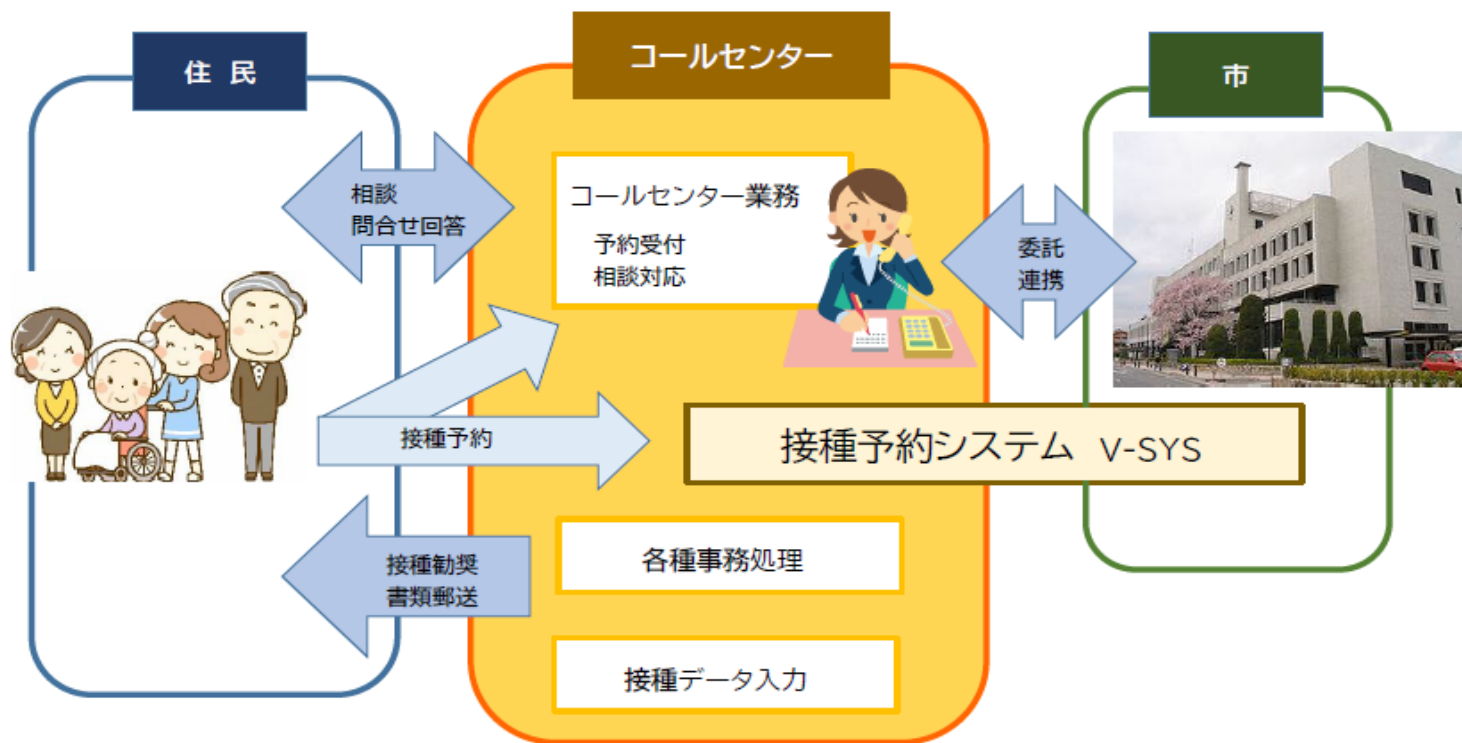
新型コロナウイルスワクチンの接種を、速やかに行う体制を整備するため、相談対応、予約受付、接種データ入力等を行うコールセンターを設置する。

設置期間

令和3年2月～令和3年11月(予定)

補正予算額

委託料 4,583.7万円



組織整備

～選挙での公約を形に～

コロナワクチン接種課を新設！！

新型コロナウイルス感染症への対応として、『感染症拡大防止対策』『経済対策』『生活支援』の3本柱に取り組み、いち早くワクチン接種が実現できる環境整備を進めるため、「コロナワクチン接種課」を新設

デジタル推進課を創設！！

スマート自治体を目指し、新型コロナウイルス感染拡大防止のための移動抑制や人と人との接触機会を低減させる取り組みとして、行政のあらゆる場面において、オンライン化やICT環境の整備等DX(デジタルトランスフォーメーション)を推進するため、「デジタル推進課」を創設

～選挙での公約を形に～

スマートインターチェンジ担当を配置

産業活性化を目指し、安定した財政基盤の確立に繋がる企業誘致を目的に、大山田パーキングエリアのスマートインターチェンジ化を推進するため、「スマートインターチェンジ担当」職員を配置

今回の公民連携の趣旨

改正健康増進法の施行（2020年4月1日から）に伴い、多度大社は、フィリップモリス ジャパン合同会社と協定を結び、2021年4月から受動喫煙を防止する取組みを行います。そのことに先立ち、**最近のコロナ感染拡大状況を鑑み、密を避ける取組みとして、1月1日から11日までの間、紙巻きと加熱式を分けた喫煙ブースを設置しつつ、法改正の趣旨を初詣の参拝者に向けて啓発します。**

背景(改正健康増進法の内容)

多数の者が利用する施設については、原則、屋内での喫煙が禁止となりました。

屋外等においても望まない受動喫煙を生じさせないため、周囲の状況に配慮しなければならない。

※ 加熱式たばこについては当面の間、経過措置として飲食店等の第2種施設において専用室で飲食をしながら使用が可能（詳しくは厚生労働省のHPにて）

煙のない多度大社へ

望まない受動喫煙を防止するための

改正健康増進法施行により、

多度大社では令和3年4月より、

境内の喫煙所をすべて

「火を使わず、たばこの煙の出ない」加熱式たばこのみが

使用できる専用エリアとし、

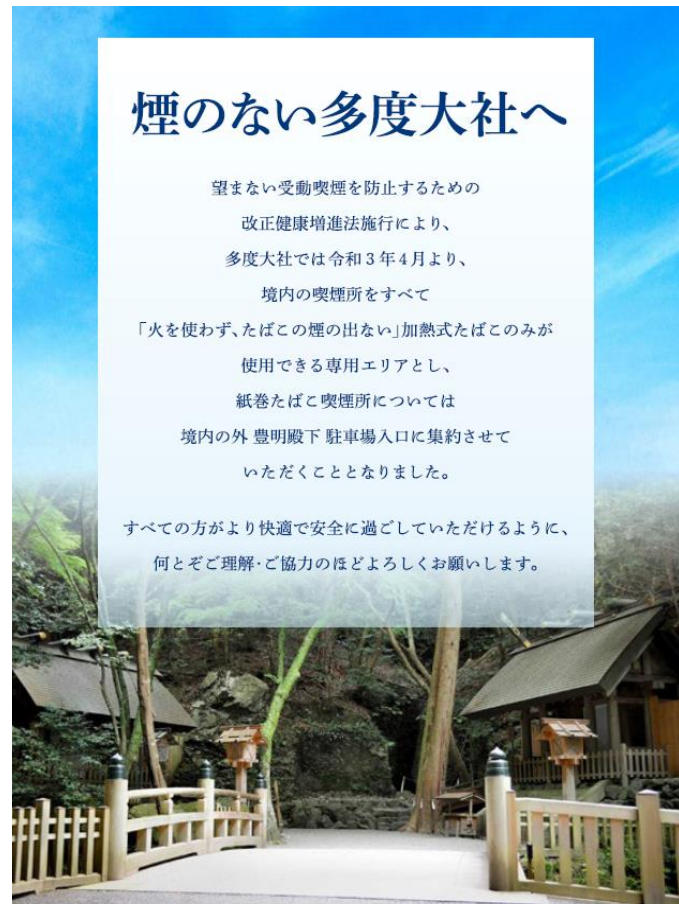
紙巻たばこ喫煙所については

境内の外 豊明殿下 駐車場入口に集約させて

いただくこととなりました。

すべての方がより快適で安全に過ごしていただけるように、

何とぞご理解・ご協力のほどよろしくお願ひします。



写真は全てイメージ図です。



↑ 臨時の移動式

(紙巻き用) 〈先行期間に利用〉

密を避けるためのコロナ対策として、令和3年1月1日から11日までの期間は、職員が法改正の趣旨説明と今後の喫煙ブースについて啓発対応をする。

↑ 豊明殿前 (加熱式用)

12月18日設置完成

〈先行期間に利用〉

← 境内外の東側駐車場前

(紙巻き用)

令和3年1月設置
完成予定



多度大社の密を避けるコロナ対策初詣について

- 参拝者への周知（マスク着用、消毒、検温へのご協力）
 - ・ **杓（しゃく）の使用禁止**
 - ・ 境内では、**参拝者の導線を明確にし、一方通行の徹底**を行います。
 - ・ 厄除け祈願等（屋内）での人数は、換気を実施し、**収容人数と御祈祷時間**の制限に努めます。
- 職員の対策
 - ・ **職員も全員マスク**を着用し、飛沫感染防止のため接客機会の多い職員は、**手袋、フェイスシールドを着用し、接客の所にはビニールシートを設置**します。

◆ 多度大社様 からのメッセージ

コロナ対策として、参拝者の皆様には、ご不便をお掛けしますが、今年
は、正月三ヶ日にこだわらず、2月2日の節分までに**分散して参拝**をい
ただくなど、安心で安全な参拝にご協力いただき、**お心静かにご参拝**く
ださい。